

○総務省告示第八十四号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月一日から施行する。

平成二十五年二月二十一日

総務大臣 新藤 義孝

別表第一号中

480-2	山口県山口市（秋穂西、秋穂東、秋穂二島、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鑄銭司、名田島及び深溝に限る。） （ただし、山口市（秋穂二島、江崎、嘉川、佐山、陶、鑄銭司、名田島及び深溝に限る。）における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード481-3の番号区画（山口市（阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東生雲東分、阿東	83	C D E
-------	--	----	-------

を

	嘉年上、阿東嘉年下、阿東篠目、阿東地福上、阿東地福下、阿東蔵目喜、阿東徳佐上、阿東徳佐下及び阿東徳佐中に限る。)を除く。)を含む。)		
--	--	--	--

480-2	削除	削除	削除
-------	----	----	----

481-3	<p>山口県山口市（秋穂西、秋穂東、秋穂二島、阿知須、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鑄銭司、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑、徳地柚木、名田島及び深溝を除く。）</p> <p>（ただし、山口市（秋穂西、秋穂東、秋穂二島、阿知須、阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東生雲東分、阿東嘉年上、阿東嘉年</p>	83	C D E
-------	--	----	-------

	<p>下、阿東篠目、阿東地福上、阿東地福下、阿東蔵目喜、阿東徳佐上、阿東徳佐下、阿東徳佐中、江崎、小郡大江町、小郡上郷、小郡黄金町、小郡下郷、小郡高砂町、小郡花園町、小郡平砂町、小郡船倉町、小郡前田町、小郡真名、小郡緑町、小郡御幸町、小郡若草町、嘉川、佐山、陶、鑄銭司、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地八坂、徳地山畑、徳地柚木、名田島及び深溝を除く。)における市外局番を除く電気通信番号による発信については、番号区画コード480-2の番号区画(山口市(秋穂二島、江崎、嘉川、佐山、陶、鑄銭司、名田島及び深溝に限る。)に限る。)を含む。)</p>		
--	---	--	--

セ

481-3	<p>山口市(阿知須、徳地伊賀地、徳地小古祖、徳地上村、徳地岸見、徳地串、徳地鯖河内、徳地島地、徳地野谷、徳地引谷、徳地深谷、徳地藤木、徳地船路、徳地堀、徳地三谷、徳地</p>	83	C D E
-------	--	----	-------

シ

	八坂、徳地山畑及び徳地柚木を除く。)		
--	--------------------	--	--

改める。